

岐阜県公報

号外(二) 令和三年四月一日

目次

規則

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則

(人事課) 一

岐阜県知事部局職員定数規則の一部を改正する規則

(人事課) 一

県の施設の名誉所長等に関する規則の一部を改正する規則

(同) 二

訓令

岐阜県職員表彰規程の一部を改正する訓令

(人事課) 二

附属機関の委員等の職に充てる職員の職の指定に関する規程の一部を改正する訓令

(同) 三

岐阜県職員研修規程の一部を改正する訓令

(同) 三

岐阜県職員倫理規程の一部を改正する訓令

(同) 三

規則

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第百五十三号

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則(昭和三十一年岐阜県規則第四百号)の一部を次のように改正する。

本則第一号の表中「岐阜県農業共済保険審査会委員」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県知事部局職員定数規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第百五十四号

岐阜県知事部局職員定数規則の一部を改正する規則

岐阜県知事部局職員定数規則(昭和三十三年岐阜県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。
別表(第一条関係)

区	分	定	数
知事直轄組織			三五人
総務部			四三四人
清流の国推進部			一一四人
危機管理部			六六人
環境生活部(美術館、現代陶芸美術館、図書館、博物館及び高山陣屋管理事務所を除く)			二五八人
健康福祉部			八九一人
商工労働部(情報科学芸術大学院大学を除く)			三五四人
農政部			七二二人
林政部			二二七人
県土整備部			五九五五
都市建築部(企業会計職員を除く)			一五五人
出納事務局			三〇人
計			三、八七一人
美術館			一五人
現代陶芸美術館			一〇人
図書館			二八人
博物館			一八人
高山陣屋管理事務所			四人
情報科学芸術大学院大学			二九人
都市建築部(企業会計職員に限る)			六三人
計			一六七人
合	計		四、〇三八人

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

県の施設の名誉所長等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和三年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第百五十五号

県の施設の名誉所長等に関する規則の一部を改正する規則

次のように改正する。
この規則は、公布の日から施行する。

第三条第二項中「秘書広報総括監」を「秘書広報統括監」に改める。

附 則

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第十一号

庁中一般
各現地機関

岐阜県職員表彰規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県職員表彰規程の一部を改正する訓令

岐阜県職員表彰規程(昭和二十九年岐阜県訓令甲第九号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「秘書広報総括監」を「秘書広報統括監」に、「うえ」を「上」に改める。

別記第一号様式及び別記第二号様式中「四」を削る。

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第十二号

庁中一般
各現地機関

附属機関の委員等の職に充てる職員職の指定に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

令 附属機関の委員等の職に充てる職員職の指定に関する規程の一部を改正する訓令

附属機関の委員等の職に充てる職員職の指定に関する規程（昭和五十年岐阜県訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。

別表岐阜県農業共済保険審査会の部を削る。

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第十三号

庁中一般
各現地機関

岐阜県職員研修規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県職員研修規程の一部を改正する訓令

岐阜県職員研修規程（昭和五十二年岐阜県訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「秘書広報総括監」を「秘書広報統括監」に改める。

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第十四号

庁中一般
各現地機関

岐阜県職員倫理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

令 岐阜県職員倫理規程の一部を改正する訓令

岐阜県職員倫理規程（平成九年岐阜県訓令甲第十号）の一部を次のように改正する。別表本庁の部知事直轄組織の項中「秘書広報総括監」を「秘書広報統括監」に改める。

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

令和三年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社